

公開学習会

「婚姻の平等を目指して～憲法・民法から考える同性カップルの結婚～」

実施報告

性の平等に関する委員会委員 金城 美江 (67期)

1 本公開学習会について

2018年3月8日、弁護士会館にて、性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティ・プロジェクトチームの主催により、掲題の公開学習会が開催された。

世界的潮流として同性カップルの婚姻が認められつつあるにもかかわらず、日本では法律婚は異性間に限られている。本公開学習会では、このような日本社会における同性カップルの苦悩や、憲法及び民法の観点から同性カップルが法律婚から排除されていることの法的問題点を整理し、同性カップルの婚姻について改めて検討することを目的としたものである。

パネリストとして、同性パートナーとの共同生活を営む七崎良輔氏、鳩貝啓美氏及びそのパートナーの河智志乃氏、上智大学法科大学院教授（憲法）の巻美矢紀氏並びに立命館大学法学部教授（民法）の二宮周平氏の5名をお招きした。当日の参加者は会社員や学生などの一般の方を中心に105名という多数に上った。

2 シンポジウムの概要

冒頭、当委員会の寺原真希子委員による基調報告が行われ、婚姻制度は時代とともに変容を遂げる側面を踏まえ、同性カップルを法律婚から排除することは憲法14条の定める法の下での平等に反するのではないかとの問題提起がなされ、これを受けて、当委員会の本多広高委員をコーディネーターとして、上記5名のパネリストによるパネルディスカッションが行われた。

七崎氏は、自らの性的指向について気づいた時とそれを認めた時とで2段階の心の葛藤があったことや、同性パートナーとの婚姻届の不受理、公正証書の作成、結婚式実施までの長い道のりを述べた。

鳩貝氏と河智氏も、公的機関や職場において配偶者と扱われない不利益、災害時の不安、住宅や相続の問題など同性パートナーと共同生活を送る上で抱えている具体的なな



都合を紹介した。

巻氏は、憲法24条はその成立経緯から同性カップルの婚姻を禁止していないこと、パートナーの選択は婚姻の自由の中核であり、性的指向のみを理由にそのような婚姻の自由の中核を奪うことは、自由権の侵害及び平等原則の違反の両者に該当し、救済されるべきであると述べた。

二宮氏は、現在では婚姻の意義は個人の幸福追求にあり臨終婚などの生殖を目的としない異性間カップルの婚姻も有効であることから、生殖の問題は同性カップルに婚姻制度を否定する理由とはならないとして、導入した場合の民法の具体的な文言の修正方法や、現状の異性間カップルの生殖補助医療でも抱えている問題点を紹介した。

また、七崎氏が抱えていた同性カップルが「ないものにされている（想定されていない）感」について、巻氏からそれがまさにスティグマ（劣等の烙印の押し付け）を与える差別であり、婚姻には承認という側面とあらゆる制度的な利益が結びついていることが指摘されるなど、同性カップルの悩みに法律学の専門家が分析を加え、発展的な議論がなされた。

3 総括

本稿では一部しかご紹介できなかったが、パネリストの方々からは自らの経験や法律学に裏打ちされた様々な意見が出され、充実した議論が展開された。アンケートでも同性カップルの婚姻の実現に向けた取組みを期待する声が多く、当委員会としても引き続き取り組みたい。